

税金の減免・控除



1 所得税及び町道民税などの控除

税の種類	内 容		控除金額
所得税	障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者手帳2・3級	27万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者手帳1級	40万円
	同居特別障害者 扶養控除	同居する控除対象配偶者または 扶養親族が特別障害者	特別障害者控除額に 35万円加算
町道民税	普通障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者手帳2・3級	26万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者手帳1級	30万円
	同居特別障害者 扶養控除	控除対象配偶者または扶養親族 が同居する特別障害者	特別障害者控除額に 23万円加算
		分離課税とされる退職所得を控除した前年中の所得が 135万円以下	非課税
固定資産税	新築されてから10年以上を経過した床面積が50㎡ 以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅は除く）で、令和6 年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事 を行った場合 ※補助金等を除いた自己負担額が50万円以上の改修 工事が対象となります。		翌年度分の固定資産税の 3分の1 （1戸当たり100㎡が 限度）
相続税	相続人である障がい者が相続や遺贈により財産を取得 した場合		85歳に達するまで 1年につき10万円 （特別障害者20万円）控除
贈与税	<p>特定障害者（※）の人の生活費などに充てるために、一 定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする 財産の信託があり、信託会社を通じて所轄税務署長に 「障害者非課税信託申請書」を提出した場合。 ※特定障害者とは、次に掲げる人をいいます。</p> <p>①特別障害者 ②特別障害者以外の障害者のうち精神に障がいのある 人</p> <p>≪控除金額≫ 特別障害者である特定障害者 6,000万円まで 特別障害者以外の特定障害者 3,000万円まで</p>		非課税
事業税	両目の視力0.06以下の視覚障がい者が行うあんま・ マッサージ・指圧・針・きゅう等の事業を個人で営む 場合		非課税
	障がい者の人で、事業主控除をする前の事業所得とその 他の所得の合計金額が310万円以下の場合、事業税額 が7,500円（事業税額が7,500円以下のときは 全額）減免されます。		減免

【問い合わせ先】

所得税、相続税、贈与税	帯広税務署 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 電話番号 24-2161
町道民税	役場税務課住民税係
固定資産税	役場税務課資産税係
事業税	十勝総合振興局課税課 帯広市東3条南3丁目 電話番号 27-8505

2 自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免

身体等に障がいのある人のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び種別割または軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

軽自動車税種別割の減免申請は、「3 軽自動車税種別割の免除」をご覧ください。

●対象となる自動車

- ・障がいのある人が自動車を所有（取得）し、自ら運転する場合
- ・障がいのある人と生計を同じくする人が、障がい者のために自動車を所有（取得）する場合または運転する場合（障がい者のために週1回以上継続的に使用）
- ・障がいのある人のみで構成されている世帯の人が所有する自動車を、介護する人が運転する場合（障がい者のために週1回以上継続的に使用）
- ・構造上、身体に障がいのある人が利用するための自動車
- ・社会福祉施設等の入所者の通所のために使用する場合

●減免となる台数

障がい者1人について1台まで

（普通自動車と軽自動車を複数台所有している場合は、いずれか1台）

●対象となる障がいの範囲※1

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
上肢不自由		○	○	○			
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
視覚障がい		○	○	○	○		
聴覚障がい			○	○			
平衡機能障がい				○		○	
音声機能障がい				○※2			
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○	○			
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい		○		○	○		
腎臓機能障がい		○		○	○		
呼吸器機能障がい		○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい		○		○	○		
小腸機能障がい		○		○	○		
免疫機能障がい		○	○	○	○		
肝臓機能障がい		○	○	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（手帳の有効期限が切れていないものに限る） 							

※1 2つ以上の身体障がいの区分に重複して障がいを有する人は、個々の障がいの区分についていずれかの等級に該当することが必要です。

※2 喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限りです。

●申請に必要なもの

- (1) 自動車税課税免除・自動車取得税減免申請書（用紙は十勝総合振興局にあります）
- (2) 身体障害者手帳等（原本提示）
- (3) 自動車運転免許証（原本提示）
- (4) 自動車検査証（原本提示）

※申請者が本人以外であったり、申請時の状況によって健康保険証、家族全員の住民票等、各種証明書等が必要な場合がありますので、**必ず事前に下記までお問い合わせください。**

●申請・問い合わせ先

札幌道税事務所 自動車税部 電話番号 011-746-1190
十勝総合振興局 納税課収納管理係 電話番号 26-9038

●減免の申請期限

区 分		申 請 期 限
自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割		自動車の登録日の2か月後
自動車税 種 別 割	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税納税通知書の納期限（5月31日）
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後
	減免自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2か月後

3 軽自動車税種別割の減免

障がいのある人が使用する軽自動車等で、一定の要件に当てはまるものは、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

●対象となる自動車

- ・障がい者が自ら運転する場合
- ・障がい者のために生計を同じくする人、または障がい者のみで構成される世帯の人を常時介護する人が運転をする場合（通院・通学などのために、おおむね週1回以上継続的に使用）

●軽自動車の購入者

障がい者本人または生計を同じくする人

●免除される台数

障がい者1人について1台まで

（普通自動車と軽自動車を複数台所有している場合は、いずれか1台）

●対象となる障がい

「2 自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免」の対象者と同じ

●申請に必要な書類

毎年申請が必要です。申請締切は5月末日になります。

- (1) 減免申請書（用紙は役場税務課にあります）
- (2) 身体障害者手帳等（原本提示）
- (3) 運転する方の自動車運転免許証（原本提示）
- (4) 自動車検査証のコピー

※申請受付の際に、軽自動車等の使用状況を確認したり、通学証明書等を提出いただく場合がありますので、**必ず事前に下記までお問い合わせください。**

●申請・問い合わせ先

役場税務課住民税係

4 心身障害者扶養共済制度に基づく所得税の非課税等

●掛金の控除

条例の規定により、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に加入し、その掛金を支払った場合には、小規模企業共済等掛金控除として所得から差し引かれます。

●給付金の非課税

上記の心身障害者扶養共済制度に基づいて、心身障がい者やその権利を相続した人が受ける給付金には、原則として所得税が課されません。

※心身障害者扶養共済制度についてはP 5 4をご覧ください。

5 預貯金等の非課税制度

障がい者の人などの預貯金等について、次のものが非課税となります。

区 分	内 容
対 象 者	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ②障害基礎年金、障害厚生年金など障がいを事由に支給される年金を受給している人 ③障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給している人
範 囲	【非課税貯蓄限度額】 ・銀行等預金等 350万円 } 合計700万円まで ・公債 350万円 }
手 続 先	各金融機関

※日本郵政公社の民営化以前に預け入れられた定額貯金、定期貯金、積立郵便貯金などの定期性郵便貯金のみ満期まで非課税の取扱です。

(郵政民営化法施行日 平成19年10月1日から適用されています)

6 おむつ代・ストマ用装具の医療費控除

一般医療のほか、おむつ代やストマ用装具についても医療費控除の対象になる場合があります。

(1) おむつ代の医療費控除

●対象

- 次のどちらにも当てはまり、かつ医師が発行する「おむつ使用証明書」の交付を受けた人
- ・ 傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる人
 - ・ その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる人

※なお、日常生活用具給付制度等による給付を受けた場合の公費負担分は対象になりません。

(2) ストマ用装具の医療費の控除

●対象

人工肛門用ストマ（排泄孔）または尿路変更のストマをもつ方のストマ用装具について、医師が発行する「ストマ用装具使用証明書」を受けた人

※なお、日常生活用具給付制度等による給付を受けた場合の公費負担分は対象になりません。

(3) 医療費控除を受けるための手続き

ア 医療費控除を受けるには、確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。（※）

なお、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、領収書等を保管してください。明細書の記入内容を確認するため、税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があります。

※令和元年分の確定申告までは、明細書の添付に代えて、領収書の添付または提示によることもできます。

イ 「おむつ使用証明書」などの各種証明書等は、確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

各種証明書等に記載された①証明年月日②証明書の名称及び③証明書の名称（医療機関名等）を「医療費控除の明細書」の適宜の欄または欄外余白などに記載することで、添付または提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限から5年間自宅等で保存する必要があります。

●申請・問い合わせ先

帯広税務署 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 電話番号 24-2161
役場税務課住民税係